

## 共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 中級編 3 問題

問1 共謀罪（テロ等準備罪）法案は「組織的犯罪集団」を、「重大な犯罪の実行を共同の目的とする団体」としている。その対象となる犯罪の数は、どのくらいか。

280以上	135	56
-------	-----	----

問2 共謀罪（テロ等準備罪）法案における「組織的犯罪集団」の定義は、共謀罪創設の理由とされるTOC条約（国際組織犯罪防止条約）から引き継がれている。

○	×
---	---

問3 「組織的犯罪集団」に属さない2人の人が共謀罪（テロ等準備罪）の対象犯罪を実行する計画をしたとしても、罰せられることはない。

○	×
---	---

問4 共謀罪（テロ等準備罪）の対象犯罪を実行する計画にいったん合意した人が、他の人が実行準備行為をしたことを知らずに、メンバーから抜けた場合はどうなるか。

罰せられる	罰せられない	罪が軽くなる
-------	--------	--------

問5 次のうち、共謀罪（テロ等準備罪）の対象となる罪はどれか。

組織的な強要	看守者等による逃走援助	特別公務員暴行陵虐
--------	-------------	-----------

## 共謀罪（テロ等準備罪）クイズ 中級編 3 答えと解説

問1 280以上

「組織的犯罪集団」の認定に関わる罪のほとんどは共謀罪（テロ等準備罪）の対象罪277と重なります。陰謀罪のある罪や刑の上限が3年以下の懲役の罪も対象に加えているため、合計は277より多くなります。

問2 ×

TOC条約（国際組織犯罪防止条約）では、「3人以上の者から成る組織された集団であつて、一定期間存在し、……物質的利益を得るため、……重大な犯罪又は条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」と定義されています。しかし、共謀罪（テロ等準備罪）法案では、「3人以上」「組織性」「継続性」「物質的利益」「一体性」などが明記されておらず、条約の定義を引き継いでいません。

問3 ×

法案では、対象犯罪の実行を計画した者が「組織的犯罪集団に属する」と明記されていません。そのため、「組織的犯罪集団」に属していない人でも、「組織的犯罪集団」が実行する犯罪の計画を立てれば処罰の対象となります（第6条の2第1項）。また、「組織的犯罪集団」に属さない人が、「組織的犯罪集団」の「不正権益」を得させ、維持し、拡大する目的で、共謀罪（テロ等準備罪）の対象犯罪の実行を計画した場合も処罰の対象となります（第6条の2第2項）。「組織的犯罪集団」「不正権益」の定義が曖昧で幅広く、どういう団体がいつ「組織的犯罪集団」になるのか、なにが「不正権益」か、条文上明確には読み取れないことが大きな問題です。

問4 罰せられる

共謀罪（テロ等準備罪）では、計画に合意をしたことが罪となります。合意の後、他の人が実行準備行為をしたことを知らずにメンバーから抜けても、罰せられます。ただし、他の人より先に自首をすれば、罰は半分になったり免除されたりします。

問5 組織的な強要

「組織的な強要」は5年以下の懲役刑が課される罪、「看守者等による逃走援助」は1年以上10年以下の懲役刑が課される罪、「特別公務員暴行陵虐」は6月以上10年以下の懲役刑が課される罪です。以前の共謀罪法案では3つとも対象となっていました。今回600以上の犯罪から277に絞り込まれたときに「看守者等による逃走援助」と「特別公務員暴行陵虐」はなぜか除外されています。これは、TOC条約が公務員の汚職への厳しい対処を求めていることにも反しています。